仕　様　書

件名	仮設教場借上等役務	仕様部隊名	第１普通科連隊第３科
		仕様書番号	Ｎｏ．１０
		作成年月日	令和８年１０月８日

1　役務件名：仮設教場借上等役務

2　役務場所：東京都練馬区北町４－１－１　陸上自衛隊練馬駐屯地

3　役務概要
(1)　新配置隊員使用による教場用の組み立てハウスのリース
ア　組み立てハウス連棟平屋１セット（約２２９㎡）
イ　組み立てハウス１棟の規格は、「三協フロンティア（カタログ）ＭＳ１同等品以上」とする。
(2)　発電機及び空調設備その他一式
(3)　仮設物設置に必要な申請及び地盤調査業務一式

4　役務期間
(1)　確認申請等手続きから設置期間
契約締結日から令和９年３月１９日まで
(2)　令和８年度リース期間
令和９年３月２３日～同年３月３１日

5　仕　様
(1)　建物規模
ア　約２２９㎡程度（約３０，５×７，５m）
イ　参考規格「三協フロンティア（カタログ）ＭＳ１同等品以上」
(2)　構造形式・基礎形状等
ア　各メーカー仕様による。（建築基準法及び消防法に適合していること。）
イ　構造審査に耐えうる仮設物とし、構造計算書を提出する。
(3)　エアコン
床置き5.0HP　三相200W　６台
(4)　設置場所
別紙第１「仮設教場設置場所」

6　外部仕上げ
各メーカー仕様による。（建築基準法及び消防法に適合していること。）
出入口や窓、壁については別途協議を行う。

7　内部仕上げ
(1)　全ての窓に遮光用のカーテン又はブラインドを設置すること。
(2)　出入口にカーテンを設置すること。

(3)　建具（出入口、窓）は施錠できること。
(4)　その他
　　各メーカー仕様による。（建築基準法及び消防法に適合していること。）

8　作業期間
　作業期間については、土日祝日以外の平日にて施工するが自然災害や予期せぬ事情の場合は夜間・土日祝日の作業を行うものとする。細部は、練馬駐屯地業務隊の指示を受ける。

9　設置作業
(1)　地盤調査の実施（基礎構造の計算根拠資料）
(2)　自治体の確認申請に基づく基礎作業（布基礎（鉄筋コンクリート）を基準）の実施
　　基礎設計の基準となる地耐力は、５ｔ／㎡以上（固い地盤）を想定するものとするが地盤調査後、地盤の状況によって適応する基礎とする。
(3)　安全に十分に考慮した作業計画を策定し、監督官の指示に従い設置作業を実施すること。
(4)　作業の際、発生した残土については、処分せず駐屯地内の指定場所に移動させるものとし、運搬等に関しては、請負業者が実施するものとする。

10　電気設置作業
(1)　発電機設置作業（建物への電源供給）
(2)　電源供給作業（電灯・電力電源引き込み）
　　照明器具、空調電源、コンセント
(3)　空調設備
(4)　換気設備

11　その他
(1)　リースにかかわる一切の経費（設置費含む。）、区役所等への手続きの書類作成及び各種手続きに関わる費用は請負者の負担とする。
(2)　行政手続き等（一団地申請を除く）は速やかに実施するものとする。
(3)　一団地申請は２月中旬、別事業により許可予定
(4)　契約後速やかに設計図面、書類を作成し、建築計画通知等の申請及びその他必要となる諸手続きを行うこと。
(5)　仕様書の記載及び参考図面の表示に関係なく、建築基準法・消防法・その他の関係法令及び条例を遵守すること。
(6)　契約締結から１か月以内に作業工程表を提出するものとする。

仕　様　書

件名	仮設教場借上等役務	仕様部隊名	第１普通科連隊第３科
		仕様書番号	Ｎｏ．１１
		作成年月日	令和８年１０月８日

1　役務件名：プレハブ借上等役務

2　役務場所：東京都練馬区北町４－１－１　陸上自衛隊練馬駐屯地

3　概　要
(1) 新配置隊員使用による教場用の組み立てハウスのリース
ア　組み立てハウス連棟平屋１セット（約２２９㎡）
イ　組み立てハウス１棟の規格は、「三協フロンティア（カタログ）ＭＳ１同等品以上」とする。
(2) 発電機及び空調設備その他一式

4　借上期間
令和９年４月１日から令和９年９月３０日まで

5　建物概要
(1) 建物規模
ア　約２２９㎡程度
イ　参考規格「三協フロンティア（カタログ）ＭＳ１同等以上」
(2) 構造形式・基礎形状等
ア　各メーカー仕様による。（建築基準法及び消防法に適合していること。）
イ　構造審査に耐えうる仮設物とし、構造計算書を提出する。
(3) エアコン
床置き5.0HP　三相200V　６台
(4) 設置場所
別紙「仮設教場設置場所」

6　外部仕上げ
各メーカー仕様による。（建築基準法及び消防法に適合していること。）
出入口や窓、壁については別途協議を行う。

7　内部仕上げ
(1) 全ての窓に遮光用のカーテン又はブラインドを設置すること。
(2) 出入口にカーテンを設置すること。
(3) 建具（出入口、窓）は施錠できること。
(4) その他
各メーカー仕様による。（建築基準法及び消防法に適合していること。）

8　解体撤去作業
(1) 期　間
令和９年１０月１日から令和９年１０月１５日（細部日程は調整による）

(2) 要　領

安全に十分考慮した作業計画を策定し、監督官の指示に従い解体撤去し、現所復旧すること。